

造

形

JOURNAL



特集

新学習指導要領

- ・小学校図画工作科
- ・中学校美術科

図工室・美術室訪問

東京都立三鷹中等教育学校

美術館探訪

郡山市立美術館

VOL. 61-2

2017 No.430

開隆堂

色と形を奏でる

札幌大谷大学芸術学部美術学科 准教授 ひらむかい こういち 平向 功一

「この絵には何が描かれているか想像してみてください。」

子どもたちにこう問いかけたら一体どれだけたくさんのこたえが返ってくるのでしょうか。

馬、鳥、へびやトカゲ。葉っぱのようにも見えるし、珊瑚や海藻のようでもある。きっと大人では想像もつかないような見方や感じ方をするに違いありません。美しく鮮やかな色彩で色紙を自由に切り抜いた不思議な形。今回ご紹介するのはアンリ・マチスの「馬・曲馬師・道化」という作品です。

この作品は1947年に制作された切り紙絵を原画とする20点の挿絵と自筆のテキストで構成された「ジャズ」という挿絵本に収められています。当初は「サーカス」というタイトルが考えられていましたが、色と形が響き合い、まるでジャズの即興演奏のようであることから「ジャズ」に変更されました。

「馬・曲馬師・道化」はサーカスの一場面が表現されています。白と黒のスカートのようなものをはいた曲馬師が馬にまたがり、その横に緑と黒と黄色の衣装を身につけた道化師が立っています。画面を横切るように配置された黄色の曲線は、大きくしなる鞭でしょうか。曲馬の躍動感やサーカスの華やかさが手に取るように感じとることができます。

マチスはフォーヴィスム（野獣派）の作家として知ら

れていますが、その活動は3年程と短く、実はフォーヴィスムと呼ばれることを嫌っていたようです。特に第二次世界大戦による混乱や、大病を患ったこともあり、静かで心地の良い作品を描くことを求め、「私は人々を癒す肘掛け椅子のような絵を描きたい」とも語っていました。そして辿り着いたのがカットアウト（切り紙絵）という新たな表現でした。

マチスにとってのハサミはどんな描画材よりも線を色に、輪郭を表面に結びつけました。グワッシュで彩色された紙をまるで「ハサミを使ってデッサン」するように切り抜き、貼り合わせる手法は色と形と線という要素を協調させ、明るくリズムカルに、そして即興的に画面の中に自由に響かせることに成功したのです。まるで絵の中から陽気なジャズの音色が聞こえてくるようです。

作品を深く鑑賞するには視覚をはじめとする五感を通して想像力を駆使することがとても大切だと言えます。さて、もう一度子どもたちに問いかけてみましょう。

「この絵からどんな音や、どんな楽器の演奏が聞こえてくるか想像してみてください。」

これまたたくさんのこたえが返ってくるに違いありません。



うま きょくばし どうけ
馬・曲馬師・道化（紙・インク、ポシヨワール(ステンシル)、42.1×65.2cm）1947年
アンリ・マチス（1869-1954 / フランス）宮崎県立美術館蔵

特集・新学習指導要領

新しい学習指導要領が平成 29 年 3 月 31 日に文部科学省より告示されました。

今回の改訂では、「育成すべき資質・能力」の三つの柱が全教科共通に示され、各教科に三つの柱が反映されています。

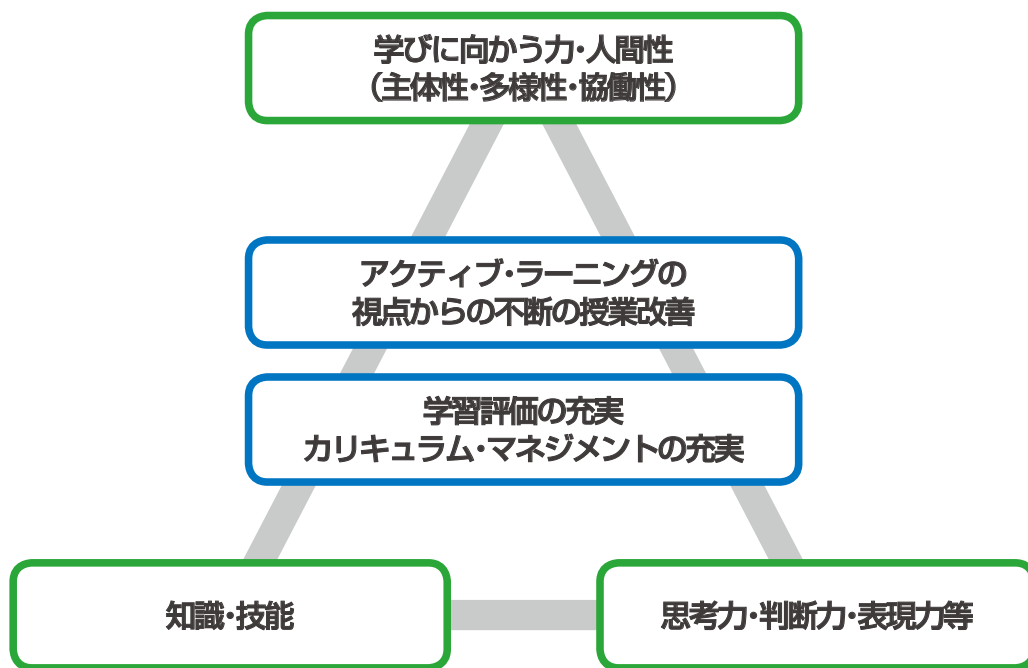
三つの柱は、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性(主体性・多様性・協働性)です。

具体的にいうと、知識・技能は、「何を知っているか、何ができるか」、思考力・判断力・表現力等は、「知っていること、できることをどう使うか」、学びに向かう力・人間性(主体性・多様性・協働性)は、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということを示しています。

また、この三つの柱を具現化するために、「どのように学ぶか(アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善)」、「学習評価の充実とカリキュラム・マネジメントの充実」が指導者に求められています。

小学校図画工作科および中学校美術科では、具体的にはどのような「目標」、「内容」および「指導計画の作成と内容の取扱い」が示されたのか、本特集で見ていきたいと思います。

なお、現段階では、「学習指導要領解説」、いわゆる「解説書」(文部科学省編)が発行されていません。今年度の夏頃と予想されますが、発行されれば、もう少し中身が具体的に become しょう。



Contents vol.61-2 No.430

特集 1 新学習指導要領 小学校図画工作科(新旧対照表付き) …………… 04	特集 2 新学習指導要領 中学校美術科(新旧対照表付き) …………… 10
表紙の1枚 馬・曲馬師・道化 色と形で奏でる【平向功一】…………… 02	美術館探訪 郡山市立美術館 …………… 16
図工室・美術室訪問 東京都立三鷹中等教育学校 …………… 08	教材研究 [小学校] 「世界遺産」にとうろく?! オリジナルタワー【伊藤彰彦】…………… 20
授業の役に立つ! ITC 活用法 「試し」の活動を入れる【北川智久】………… 14	教材研究 [中学校] ふるさと再発見! スクールミュージアム【永松芳恵】…………… 22
コラム ちかごろ気になる…【八田博之/遠藤大史】…………… 15	

新しい学習指導要領の改訂のポイント

1. 学習指導要領の全体像と教科に求められること

今回、学習指導要領が改訂されることによって、現行のものとは何がどのように変わったのか、指導の上で具体的に何に留意していけばよいのか、日々学校現場において授業実践に取り組む先生方にとっては、たいへん気になるところです。

しかし、今回の改訂では、教科としての目標が大きく方向転換されたとか、これまでとは全く異なる指導方法を導入しなければならないということではありません。現行の学習指導要領に基づいて実践されてきた図画工作科としての学びを教科の学習として培う資質・能力の側面から整理し、今日的な課題を踏まえながら構造化したと捉えた方が理解しやすいと思います。

また、今回の改訂において示されたこの構造は、図画工作科のみならず全ての教科において共通して設けられたものです。そして、各教科においてどのような資質・能力を培うかということを明確にしようとしています。このことは、学校教育において培うべき学力を資質・能力として問うたとき、それがなぜ図画工作科という教科で培われなければならないのかという必然が問われていることでもあります。

そして、各教科においてこの育成を目指す資質・能力を明確に「何ができるようになるのか」として、①知識及び技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で整理しています。これに加えて「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）、「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）、「何が身に付いたか」（学習評価の充実）、「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」（子どもの発達を踏まえた指導）、「実施するために何が必要か」（教育課程の実施に必要な方策）という六つの観点から教育課程や教育活動の改善や充実に図ることが求められています。

これらのことを踏まえ、新しい学習指導要領を基に図画工作科だからこそ可能と

なる学びの姿を実現させていきたいものです。

2. 「主体的・対話的で深い学び」の実現のために

新学習指導要領では、「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善として「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要とされます。これは、三つに整理された資質・能力を身に付け、様々な課題の対応に生かせることを実感できるような学びの深まりを目指して、学びの質に着目した授業改善に取り組もうとするものです。この学びの質を高めるための授業改善においては、前述したように、これまでの学習指導方法を否定しているのではなく、また特定の方法を求めているのではなく、これまでの優れた教育実践の蓄積を引き継ぎながら、授業の工夫・改善の取り組みをさらに進めていくことが必要とされています。

具体的に見ていくと、「主体的な学び」の実現のためには、子ども自身が興味をもって学習に積極的に取り組むということにとどまらず、その目的を認識し、学習への振り返りと見通しをもって学習活動に取り組むことが重要となります。

また、「対話的な学び」においては、自分と異なる考え方に触れたり、向き合ったりすることによって自分の考えを形づくったり、広げたり深めたりすることにつながっていくことが大切です。そして、「深い学び」では、身に付けた資質・能力が活用・発揮されていくことでさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていくことが重要です。学習活動においては、この三つの学びが互いに関わりながらバランスよく実現していくように授業を改善していくことが求められています。

各教科においてこの授業改善を図るにあたっては、各教科固有の「見方・考え方を働かせることを深い学びへつなげるもの」として重視しています。図画工作科では、これを「造形的な見方・考え方」として、「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」としています。「造形的な見方・考え方」の特徴は、知性と感性を共に働かせて対象や事象を捉えることです。身体を通して、知性と感性を融合させながら対象や事象を捉えていくことが、他教科等以上に図画工作科が担っている学びなのです。（TK生）

小学校図画工作科・学習指導要領・新旧対照表

現 行

第7節 図画工作

第1目標

表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

第2各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1目標

- (1)進んで表現したり見たりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。
- (2)造形活動を楽しみ、豊かな発想をするなどして、体全体の感覚や技能などを働かせるようにする。
- (3)身の回りの作品などから、面白さや楽しさを感じ取るようにする。

2内容

A表現

- (1)材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に思い付いてつくること。
 - イ 感覚や気持ちを生かしながら楽しくつくること。
 - ウ 並べたり、つないだり、積んだりするなど体全体を働かせてつくること。
- (2)感じたことや想像したことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 感じたことや想像したことから、表現したいことを見付けて表すこと。
 - イ 好きな色を選んだり、いろいろな形をつくって楽しんだりしながら表すこと。
 - ウ 身近な材料や扱いやすい用具を手を働かせて使うとともに、表現方を考えて表すこと。

B鑑賞

- (1)身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 自分たちの作品や身近な材料などを楽しく見ること。
 - イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

〔共通事項〕

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
 - ア 自分の感覚や活動を通して、形や色などをとらえること。
 - イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

1目標

- (1)進んで表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。
- (2)材料などから豊かな発想をし、手や体全体を十分に働かせ、表現方を工夫し、造形的な能力を伸ばすようにする。
- (3)身近にある作品などから、よさや面白さを感じ取るようにする。

2内容

A表現

- (1)材料や場所などを基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 身近な材料や場所などを基に発想してつくること。
 - イ 新しい形をつくるとともに、その形から発想したりみんなで話し合ったりして考えたりしながらつくること。
 - ウ 前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ったりつないだり、形を変えたりするなどしてつくること。
- (2)感じたこと、想像したこと、見たことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 感じたこと、想像したこと、見たことから、表現したいことを見付けて表すこと。

改訂後(平成29年3月告示)

第7節 図画工作

第1目標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表現などを工夫して、創造的につくりだしたり表現したりすることができるようにする。
- (2)造形的なよさや美しさ、表現したいこと、表現方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3)つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

第2各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1目標

- (1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表現などを工夫して、創造的につくりだしたり表現したりすることができるようにする。
- (2)造形的な面白さや楽しさ、表現したいこと、表現方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3)楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2内容

A表現

- (1)表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながらどのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表現したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。
- (2)表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表現したいことを基に表現方を工夫して表すこと。

B鑑賞

- (1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表現したいこと、表現方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。
 - イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

1目標

- (1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表現などを工夫して、創造的につくりだしたり表現したりすることができるようにする。
- (2)造形的なよさや面白さ、表現したいこと、表現方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3)進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2内容

A表現

- (1)表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表現したいことを見付けることや、表現したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。
- (2)表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

現 行

- イ 表したいことや用途などを考えながら、形や色、材料などを生かし、計画を立てるなどして表すこと。
- ウ 表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、表し方を考えて表すこと。

B鑑賞

- (1)身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 自分たちの作品や身近な美術作品や製作の過程などを鑑賞して、よさや面白さを感じ取ること。
 - イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話合ったりするなどして、いろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かること。

〔共通事項〕

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
 - ア 自分の感覚や活動を通して、形や色、組合せなどの感じをとらえること。
 - イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目 標

- (1)創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。
- (2)材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて発想し、主題の表し方を構想するとともに、様々な表し方を工夫し、造形的な能力を高めるようにする。
- (3)親しみのある作品などから、よさや美しさを感じ取るとともに、それらを大切にするようにする。

2 内 容

A 表 現

- (1)材料や場所などの特徴を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 材料や場所などの特徴を基に発想し想像力を働かせてつくること。
 - イ 材料や場所などに進んでかわり合い、それらを基に構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながらつくること。
 - ウ 前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしてつくること。
- (2)感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けて表すこと。
 - イ 形や色、材料の特徴や構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、表し方を構想して表すこと。
 - ウ 表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、表現に適した方法などを組み合わせて表すこと。

B鑑賞

- (1)親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、暮らしの中の作品などを鑑賞して、よさや美しさを感じ取ること。
 - イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえること。

〔共通事項〕

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
 - ア 自分の感覚や活動を通して、形や色、動きや興行きなどの造形的な特徴をとらえること。
 - イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

〔新設〕→

- (3)第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

- (1)第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

改訂後(平成29年3月告示)

- ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に動かして、活動を工夫してつくること。

- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に動かして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B鑑賞

- (1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。
 - イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目 標

- (1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2)造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3)主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2 内 容

A 表 現

- (1)表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。
- (2)表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B鑑賞

- (1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

- (1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。
 - イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1)題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
- (2)第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
- (3)第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

現 行

(2)第2の各学年の内容の「A表現」の(2)の指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。

(4)第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動をとり上げるようにすること。

(新設)→

(5)低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

(新設)→

(6)第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)個々の児童が特性を生かした活動ができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

(新設)→

(新設)→

(新設)→

(新設)→

(3)材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いることとし、児童がこれらに十分に慣れることができるようにすること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘(くぎ)、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いることとし、児童がこれらを適切に扱うことができるようにすること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いることとし、児童が表現方法に応じてこれらを活用できるようにすること。

(2)各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

(5)各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

【第1学年及び第2学年「B鑑賞」(1)より移行】

イ 感じたことを話したり、友人の話を聞いたりするなどして、形や色、表し方の面白さ、材料の感じなどに気付くこと。

【第3学年及び第4学年「B鑑賞」(1)より移行】

イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、いろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かること。

【第5学年及び第6学年「B鑑賞」(1)より移行】

イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえること。

(新設)→

(新設)→

【第3の2より移行】

(4)事故防止に留意すること。

3 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。

改訂後(平成29年3月告示)

(4)第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のイ及び(2)のイを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。

(5)第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動をとり上げるようにすること。

(6)第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。

(7)低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

(8)障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(9)第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

(2)各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が(共通事項)のアとイとの関わりに気付くようにすること。

(3)〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、興行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

(4)各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

(5)各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(6)材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘(くぎ)、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

(7)各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

(8)各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

(9)各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、(共通事項)に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

(10)コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

(11)創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。

4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるものとする。

図工室・
美術室訪問

東京都立三鷹中等教育学校

美術科

南^{みなみ}弥^み緒^お先生





白を基調とした引き出しや棚が清潔感を醸し出している。とにかく明るくてきれいだ。いつも生徒たちが気持ちよく美術の学習ができるように掃除が行き届いている。もちろん、生徒が自主的に清掃しているとのこと。

「子どもたちが気持ちよく制作、表現してくれることが一番です」という南先生の心意気が感じられる美術室だ。

引き出しや棚の中を見せていただいたが、きちんと整理整頓されていた。子どもたちも次の授業に使う道具などはきちんと片づけていくそう。先生と生徒の信頼関係ができていると感じた。

いざ、美術室の扉を開けると、授業が楽しみになる空間だ。



美術室の玄関前には、美術館や博物館の案内パンフレットが置かれている。興味のある生徒にはうれしいサービスだ。



「本校に赴任したときは、電動糸のこ盤が1台しかなかったのですが、毎年2台ずつ購入して、ようやく7台になりました。最低10台にはしたいと考えています」とのこと。



■東京都立三鷹(みたか)中等教育学校■

2010年 東京都立三鷹高等学校を母体して設立された中高一貫校。
2013年 新校舎落成。
現在、生徒数は6学年各160名で計960名在籍。

CDラジカセが教卓の隅に置かれていたが、「この短い音楽を流すときは、子どもたちに片付けの時間を知らせるため」だそう。美術の時間が少なくなるなか、「子どもたちは、もっと制作をやっていたくて、なかなか片付けようとしなない。私の声もみんなに通らないので」やむなく、音楽をかけて片付けを促すそう。生徒たちも、いつの間にか曲を覚えて、曲のサビのところには差しかかると、「ここまでだ」とあきらめて（・・・）、一斉に片づけ始めるそう。効果抜群！「いいアイデアですね」と言うと、南先生はニコッと微笑まれたのが印象的だった。

(取材・文責／編集部)

特集2・新学習指導要領 中学校美術科

新しい学習指導要領の改訂のポイント

1. 改訂の背景

今回の改訂は、2030年頃の社会の在り方を見据えて行われた。社会は今後一層変化の速度を上げ、予測困難になり、情報化やグローバル化はさらに進み、第4次産業革命とも言われる人工知能の急激な進化によって、職業構造も大きく変化すると言われている。このような複雑で変化し続ける社会の中で学校は何を教えるべきなのか、生徒にどのような力をつけさせるべきなのかを考えた結果が新学習指導要領の趣旨に表れている。

今回の改訂では、「生きる力」の理念を継承し、より具体化してどのような資質・能力を育むのかを明確に示している。

さらに、社会や世界を視野に入れ、学校外のリソースも積極的に取り入れ、社会と向き合い世界で活躍できる生徒に求められる資質・能力を育める「社会に開かれた教育課程」の実現も求めている。

2. 学びの地図

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、学校内外の人材、諸機関が相互に連携・協働する必要がある、その基盤いわば「学びの地図」となるのが、今回の改訂で示された学習指導要領の役割と捉えることができる。

改訂では①何ができるようにするか（育成を目指す資質・能力）、②何を学ぶか（教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）、③どのように学ぶか（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）等、六つの枠組みが示されており、育成を目指す資質・能力を三つの柱、①何を理解しているか、何ができるか（生きて働く知識・技能の習得）、②理解していること、できることをどう使うか（未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力等の育成）、③どのように社会、世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社

会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養）に整理している。また、教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなす「見方・考え方」が記され、教育と社会とをつなぐものとして明示された。

3. 中学校美術科の学習指導要領

このような流れを受けて以下の改訂が行われた。教科の目標では、生活や社会の中の美術、美術文化などと豊かに関わる資質・能力をより一層重視している。また、目標を三つの柱で整理、(1)対象や事象を捉える造形的な視点について理解するための知識と、表現方法を創意工夫し想像的に表す創造的な技能、(2)思考力・判断力・表現力等について、表現において主題を生み出し豊かに発想し構想を練ること、鑑賞において美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めること、(3)学びに向かう力・人間性について、美術を愛好する心情を育むこと、感性を豊かにすること、心豊かな生活を創造する態度を養うこと、豊かな情操を培うことなどである。これらの目標は相互に関連させながら育成される。

教科の内容においても三つの柱で整理している。「A表現」の内容は、(1)発想や構想に関する資質・能力の育成、(2)技能に関する資質・能力の育成となり、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力に整理されている。また、「A表現(1)」において、(ア)感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想、(イ)目的や機能などを考えた発想や構想を示し、それぞれに「主題を生み出すこと」を明示して、主体的な学習ができるように示されている。

「B鑑賞」では(1)ア「美術作品など」に関する鑑賞と、イ「美術の働き」や「美術文化」に関する鑑賞に分けている。さらに、(1)アは(ア)感じ取ったことや考えたことなどを基に表現された作品、(イ)目的や機能をもった作品の鑑賞が示され、「A表現」の学習との関連が図られている。イは(ア)身のまわりの自然や人工物、(イ)美術文化に関する鑑賞が示されている。

「共通事項」については、生徒が造形を豊かに捉えることができるような知識として示し、内容の取扱いにおいて、配慮事項を示している。また、内容の扱いが学年毎に示され、時間を適切に題材に配分することなどが記されている。(KK生)

中学校美術科・学習指導要領・新旧対照表

現 行

第6節 美術

第1目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目 標

- (1) 楽しく美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を育てる。
- (2) 対象を見つめ感じ取る力や想像力を高め、豊かに発想し構想する能力や形や色彩などによる表現の技能を身に付け、意図に応じて創意工夫し美しく表現する能力を育てる。
- (3) 自然の造形や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ、美術文化に対する関心を高め、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を育てる。

2 内 容

A 表 現

- (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
 - ア 対象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出すこと。
 - イ 主題などを基に、全体と部分との関係などを考えて創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
- (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
 - ア 目的や条件などを基に、美的感覚を働かせて、構成や装飾を考え、表現の構想を練ること。
 - イ 他者の立場に立って、伝えたい内容について分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
 - ウ 用途や機能、使用する者の気持ち、材料などから美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
- (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。
 - ア 形や色彩などの表し方を身に付け、意図に応じて材料や用具の生かし方などを考え、創意工夫して表現すること。
 - イ 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表現すること。

B 鑑 賞

- (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。
 - ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫、美と機能性の調和、生活における美術の働きなどを感じ取り、作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げること。
- イ 身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、そのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
 - ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。
 - イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

〔新設〕→

〔「B鑑賞」(1)より移行・再掲〕↓

- ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫、美と機能性の調和、生活における美術の働きなどを感じ取り、作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げること。

改訂後(平成29年3月告示)

第6節 美術

第1目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目 標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。
- (2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内 容

A 表 現

- (1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。
 - ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
 - イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 構成や装飾の目的や条件などを基に、対象の特徴や用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
 - (イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、分かりやすさと美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
 - (ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ち、材料などから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
- (2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
 - ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すこと。
 - (イ) 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表すこと。

B 鑑 賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。
 - ア 美術作品などの見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
 - (イ) 目的や機能との調和のとれた美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
 - イ 生活の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 身の回りにおける自然物や人工物の形や色彩、材料などの造形的な美しさなどを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
 - (イ) 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。
 - イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

- (1) 第1学年では、内容に示す各事項の定着を図ることを基本とし、一年間で全ての内容が学習できるように一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。
- (2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などについて説明し合うなどして対象の見方や感じ方を広げるなどの言語活動の充実を図ること。

現 行

〔第2学年及び第3学年〕

1 目 標

- (1) 主体的に美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を高める。
- (2) 対象を深く見詰め感じ取る力や想像力を一層高め、独創的・総合的な見方や考え方を培い、豊かに発想し構想する能力や自分の表現方法を創意工夫し、創造的に表現する能力を伸ばす。
- (3) 自然の造形、美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め、心豊かに生きることと美術とのかかわりに関心をもち、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める。

2 内 容

A 表 現

- (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
ア 対象を深く見詰め感じ取ったこと、考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に、主題を生み出すこと。
イ 主題などを基に想像力を働かせ、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練ること。
- (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
ア 目的や条件などを基に、美的感覚を働かせて形や色彩、図柄、材料、光などの組合せを簡潔にしたり総合化したりするなどして構成や装飾を考え、表現の構想を練ること。
イ 伝えたい内容を多くの人々に伝えるために、形や色彩などの効果を生かして分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
ウ 使用する者の気持ちや機能、夢や想像、造形的な美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。

- (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。
ア 材料や用具の特性を生かし、自分の表現意図に合う新たな表現方法を工夫するなどして創造的に表現すること。
イ 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見直しをもって表現すること。

B 鑑 賞

- (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。
ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと。
イ 美術作品などに取り入れられている自然のよさや、自然や身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きについて理解すること。
ウ 日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気づき、それぞれのよさや美しさなどを味わい、美術を通じた国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。
イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

〔新設〕→

〔「B鑑賞」(1)より移行・再掲〕

- ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと。

〔「B鑑賞」(1)より移行・再掲〕

- ウ 日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気づき、それぞれのよさや美しさなどを味わい、美術を通じた国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。

改訂後(平成29年3月告示)

〔第2学年及び第3学年〕

1 目 標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内 容

A 表 現

- (1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。
ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 対象や事象を深く見詰め感じ取ったことや考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に主題を生み出し、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。
(イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容、社会との関わりなどから主題を生み出し、伝達の効果と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。
(ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の立場、社会との関わり、機能やユーモアなどから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。
- (2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 材料や用具の特性を生かし、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと。
(イ) 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見直しをもって表すこと。

B 鑑 賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。
ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。
(イ) 目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。
イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ア) 身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
(イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気づき、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。
イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

- (1) 第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発達の特性を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。
- (2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。
- (3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通じて、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

現 行

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(新設)→

- (1) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。
- (2) 第2の各学年の内容の(共通事項)は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (3) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行い、(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)及び(2)それぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (4) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。

(新設)→

- (5) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

(新設)→

- (3) 主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。
- (1) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。
ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。
エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。
- (4) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また、各表現の完成段階で作品を発表し合い、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をするようにすること。
- (2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。
- (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

改訂後(平成29年3月告示)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容の(共通事項)は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) (共通事項)の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
ア (共通事項)のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
(ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
(イ) 材料の性質や質感を捉えること。
(ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
(エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
(オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
イ (共通事項)のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
(ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
(イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。
 - (2) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。
 - (3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。
ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。
エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。
 - (4) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
 - (5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。
 - (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。
 - (7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
- 3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。
- 4 学校における鑑賞のための環境づくりをするに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。
 - (2) 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

デジカメやタブレットを使い「試し」の活動を入れる

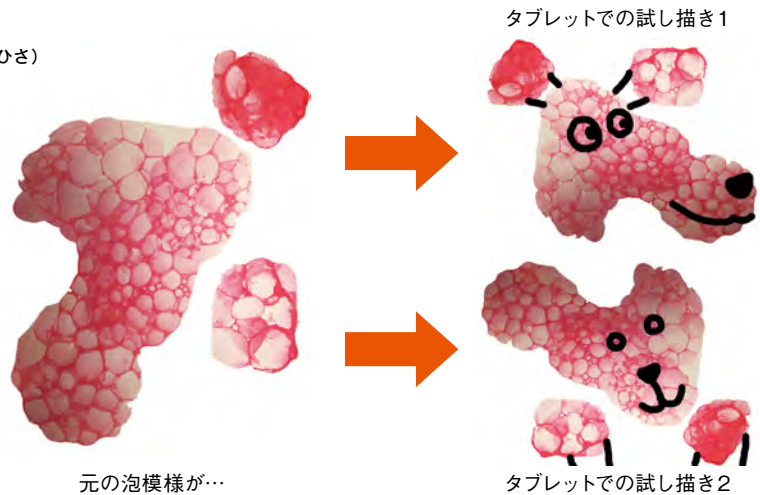
筑波大学附属小学校 教諭 北川智久 (きたがわ ともひさ)



私が図工の授業で「気軽にICT活用」している方法をいくつか紹介します。

1 ICT を使って

デジカメやタブレットを使った「試し」の活動を入れることで、自分自身の考えを決めたり、友達とのかかわりの中で決め直したりする場をつくることができます。



元の泡模様は…

タブレットでの試し描き1

タブレットでの試し描き2

同じ「犬に見えた」でも、描いてみると違う

2 授業の流れと指導のポイント

今回は、「キラキラシャボンで」(開隆堂「図画工作1・2下」p.25)の実践に活用しました。

- ・ 第一次は、画用紙2枚～3枚に模様をつけます。
- ・ 泡の模様づくりは、具体物をイメージしてというよりは、泡の形や色の組み合わせが美しいと感じられるように絵の具の泡を吹き付けます。
- ・ 第二次は、泡の模様から絵を見立てる活動です。このときに、すぐに画用紙に加筆してしまうのではなく、タブレットで写真を撮って「お絵かきアプリ※」で簡単に描き加える活動を設定します。
- ・ グループ内で、同じ泡の模様に試し描きしてみると、「それいいね」と認め合う場面や「私はこの向きでイルカのジャンプにしたよ」というように異なるアイデアを交歓する場面が生じます。描いた絵は新しい画像として保存しますので、同じ写真を元に複数の子どもが試し描きできます。
- ・ 第二次の後半は、実際に画用紙に加筆していく段階になります。このとき、タブレットなどで試し描きしたときの認め合いや異なるアイデアの交歓が、子どもの「何に見立てるかを定める」ための判断基準に大きくかかわってきます。

3 教科のねらいから見たICT活用のよさ

- ・ 泡模様の形から想像を広げさせたい第二次では、クレヨンなどで思いつきを簡単に加筆してしまうと、後戻りできなくなって困ることがあります。
- ・ 泡模様の形や色そのものを「何度も見たくなる」ために、タブレットの画面を横にしたり逆さにしたりしながら試し描きする授業のしかけが、よりよくしたいという子どもの高次な自己決定を引き出しやすくなるのです。



※お絵かき用アプリの例

Let's Draw (無料)

Sketch (無料)

ちかごろ気になる...



図工の効用

北海道札幌市立富丘小学校
八田 博之 (はったひろゆき)

小学校1年生を担当していた時のこと。繰り上がりのあるたし算の練習で、6+8の答えを考えている子どもたち。ある子は、机の下で指を折り一生懸命数えている。またある子は頭を抱えて何やら考えている様子。近くによってみるとこうつぶやいた。「う〜ん、6+8、何だっけ？」

どうやら彼は、繰り上がりの組み合わせをすべて覚えるという方法で習得しようとしていたようだ。

その後、ブロックの操作や図に表すなどして、何とか数量のイメージをもてるように指導した…という記憶がある。そうやって答えを導き出さないと、「何だっけ？」の答えにたどり着かないからだ。

他の教科でも、言葉や情報から「イメージする」ということが、学びのスタートとなり基本となる。学びの対象から、どれだけのことを自分のものにできるかはイメージする力によるところが大きいと思う。だからこそ、学

習の中で、イメージを感じたり膨らませたりすることがとても大切なのだと考える。

さらに、図工の学習は、その一人一人のイメージを表し、伝える教科でもある。たとえ言葉でうまく伝わらないことでも、伝えることができるツールが形や色なのだと考えている。イメージを伝えようとすることは、コミュニケーションの第一歩である。この教科をもっと好きになって、「自分の思いを表現したい！伝えたい！」という気持ちを持ち、主体的に生きる子どもに育ててほしいといつも願っている。

先日、美しいオホーツクの流水の風景に触れた。その感動を絵に表すことができない自分。幼いころに図工嫌いだった自分を悲しく思った。



稽古をしていて思う

静岡県富士宮市立大富士中学校
遠藤 大史 (えんどうひろふみ)

井上雄彦さんの漫画『バガボンド』が好きで、新刊が出るのを楽しみにしています。読んでいておもしろいのは身体感覚の表現で、登場人物の立ち姿や刀の握り方、台詞などに自分が剣道や居合の稽古をしていて気づいた感覚が出てくると「おお、そうそう！」と、うれしくなります。

以前、絵画修復家の方が「ゴッホの作品は、感情のまま激しく叩きつけて描いたように思われがちだが、同じようなタッチを再現するには、筆の入りと出をととても慎重に描く必要がある」と話しているのを聞きました。『バガボンド』とはかなり画風が異なりますが、松本大洋さんの『竹光侍』にもじっくりくる絵が度々出てきて、日本画の表現に興味を湧いたということもありました。現在、急速に進むデジタル化を「人の痕跡を消すことで精度を高めるもの」と定義するのはかなり極端でしょうが、人の痕跡には多くの身体感覚が込められていて、作品から身体感覚を読み取り共感することは鑑賞を楽しむ方法の一つ

だと思います。例えば、彫刻作品と同じポーズをしてみることなどは、子どもにも取っ掛かりやすい鑑賞の入り口でしょう。

中学校の美術科で「表現と鑑賞の関連を図る」とは、「鑑賞で学んだ発想や技法などを表現に生かす」とことと、「制作経験で得た視点から自他の作品をより深く鑑賞する」という相互の連携を図られることだと思っています。よい作品に接する経験はとても大切ですが、鑑賞の対象がどれもこれも素晴らしい作品ばかりだと「すごいのだろうとは思うけど、どこがすごいかはよくわからない」ということもあるのではないのでしょうか。生徒が親近感をもてるくらいの作品を鑑賞する機会がもっとつくれたら、きっとよい刺激になるだろうと思っています。





郡山市立美術館

福島県のほぼ中央に位置する郡山市。郡山市立美術館は、市の東部四キロほどにある緑豊かな丘陵地帯に建てられました。美術館建設の構想が具体化したのは昭和五十八年ですが、その原動力は署名運動から始まった市民運動の輪でした。以来十年近くを費やして運営方針などについて審議が重ねられ、平成四年に郡山市立美術館として開館の運びとなりました。今年の十一月には開館二十五周年を迎えます。

当館は、建築家柳沢孝彦やなぎわたかひこ氏の設計によって「自然の中に芸術の場が溶け込むような」環境を大きな特徴としています。そのため、隣接する丘の稜線に合わせて谷間部分に建物が配置され、ゆるやかに弧を描くよう大屋根が設計されました。庭に面するロビーは全面ガラス張りで、バリー・フラナガンの彫刻作品が置かれた前庭を館内から一望することができます。石造りの前庭は憩いのスペースとなっていますが、新緑と紅葉の時期を迎えると、周辺の雑木林と美しく調和します。



美術館近景



常設展示室

建物は2階建のシンプルな構造です。1階の企画展示室では、年間5本程度の企画展を開催し、2階の常設展示では、毎年4回の展示替えを行ってコレクションを紹介しています。1階には創作スタジオや多目的スタジオなど普及活動に活用できるスペースがあり、講演会やワークショップ、映画会など多彩な活動を展開しています。また、美術館という空間を活かしたコンサートや演劇を上演することにも力を入れています。

郡山市立美術館

〒963-0666
福島県郡山市安原町字大谷地 130-2
Tel: 024(956)2200

開館時間：午前9時30分～午後5時
(入場は午後4時30分まで)

休館日：月曜日（ただし祝日の場合は翌日休館）
年末年始（12月28日～1月4日）
その他、臨時休館あり

四つのコレクションの柱と企画展

当

館のコレクションは、一、イギリス近代美術二、日本の近代美術三、郡山ゆかりの美術四、本（版）の美術という四つの大きな柱に基づいています。とくにイ

ギリス近代美術に関しては、十八世紀後半のホガースやレイノルズの肖像画にはじまり、ターナーやコンスタブルを中心とする風景画、十九世紀末のロセッティやバーン＝ジョー

ンズなど、ラファエル前派を含むヴィクトリア朝画家たちによる作品、さらにイギリスのポップアートから現代に至るまで、その体系的なコレクションが大きな特徴となっています。日本の近代美術においては、明治期における西洋絵画の黎明期に着目し、油彩、水彩、版画を中心に特色あるコレクションを形成するに至りました。郡山ゆかりの美術に関しては、収集活動を幅広く行う中で、ガラス工芸家のパイオニア的存在である、佐藤潤四郎さとうしゅうじろうの作品収集を開始館前から重点的に行っています。また、「本（版）の美術」として、版画作品およ



サー・エドワード・コーリー・バーン＝ジョーンズ 「フローラ」
1868 84年（油彩・キャンバス）

び挿絵本等を収集の対象としています。コレクションは、展示替えの度に様々なテーマを設定して紹介しています。

企画展については、コレクションとの有機的な関係性を重視し、イギリス美術や明治美術に関連したテーマを積極的に取り上げるほかに、幅広い分野の展覧会を開催してきました。サブカルチャーや音楽、ファッションなどをテーマにするなど、オリジナル性や親しみやすさを切口に企画・展示を行うことを大切にしています。

佐藤潤四郎「羊車」
1980 82年頃（ガラス／宙吹・プランツ）



佐藤潤四郎「羊車」
1980 82年頃（ガラス／宙吹・プランツ）

学校教育との連携

当

館では、講演会や講座、ギャラリー・トークなどを開催して、幅広い美術館利用者を対象に「みる」・「知る」活動をサポートしたり、作品の制作や美術体験を提
供する様々なワークショップなどを行って
います。一方で、学校教育との連携は当館の普及活動において重要な位置を占めています。

「アート・キューブ」は、福島県立美術館と当館が共同で制作した鑑賞補助教材です。子どもたちが美術館で楽しみながらゲーム感覚で鑑賞活動が行えるよう、企画されました。「アート・キューブ」は、「タッチキューブ」「素材キューブ」「おみくじキューブ」など12種の立方体がセットになっており、作品の素材に



「アート・キューブ」

対する関心を促す、作品から得た印象を言語化するなど、作品を選ばずに様々なアプローチによって鑑賞へと導くツールです。「アート・キューブ」は、基本的に鑑賞行為に対する契機づけやサポートを目的とし、開発以来、当館では主に学校・クラス単位で



「アート・キューブ」体験

の団体見学時に展示室内で活用してきました。授業で使用する希望があれば、随時貸し出しも行っています。さらに、学校教育との連携事業として、郡山市内の小・中学校と共催で作品展を企画したり、毎年夏休みには、図工と美術の授業内容を紹介する公開ワークショップを図工・美術科の先生方を講師に開催しています。こうした活動を通じて、子どもたちの造形活動の場が広がり、さらに図工・美術教育の研究の一助となることを目指しています。

(文・写真提供 郡山市立美術館)



風土記の丘の美術展



ワークショップ「図工と美術の時間へようこそ！」

教材研究
〔小学校〕

「世界遺産」にとうろく!? オリジナルタワー

いとう あきひこ
伊藤 彰彦

宮城教育大学附属小学校

2
年生

工作

7
時間



題材のねらい

カッターナイフで紙の切り方を工夫してつくることを通して、形や色、表現方法を工夫する力を培う。

用具・材料

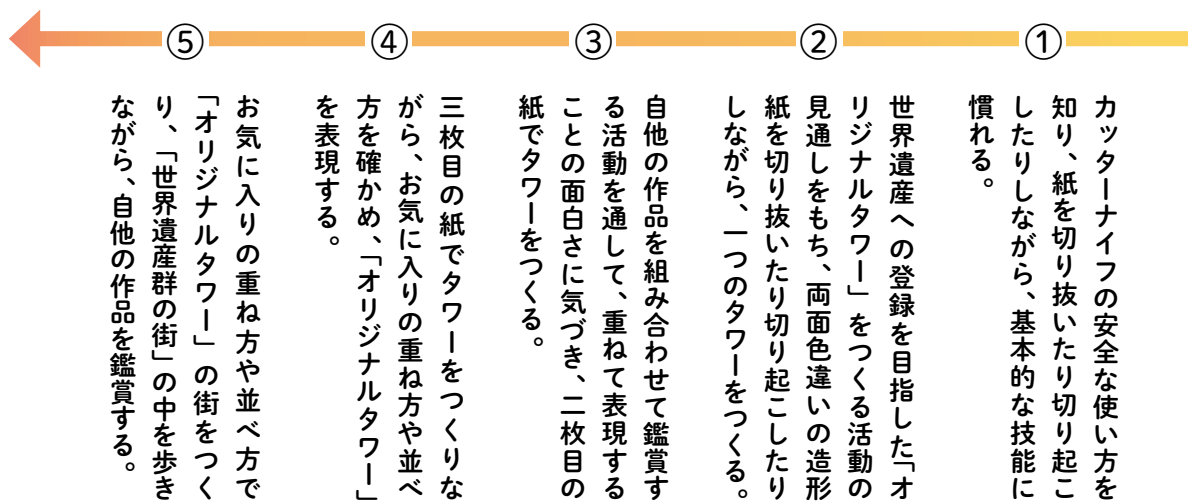
造形紙（両面色違い）、カッターナイフ、工作マット、はさみ

評価の観点

- 関** カッターナイフで紙を切る快さを味わいながら、紙工作をすることを楽しむ。
- 発** さまざまな切り抜き方や切り起こし方を思い付き、自分のつくりたいタワーのイメージを広げる。
- 創** 安全で正しいカッターナイフの使い方を身につけ、切り抜き方や切り起こし方、形や色の組み合わせや重なり、高低差などを工夫する。
- 鑑** 自他のつくったタワーを見て、組み合わせた形や色の美しさやおもしろさなど、表現のよさに気づく。



学習の流れ



本

題材は、造形紙を切り抜いたり、切り起こしたりしながらできた複数の形を組み合わせる立体的な「タワー」をつくる活動です。子どもが、

形や色の組み合わせ、重なり、高低差の変化による作品の見え方の面白さや美しさなど、自分だけの見方や感じ方、捉え方を発見し、表現の可能性を広げ、新しい価値を見出していくことができるようにするために、次のような「見る」活動を取り入れながら活動を展開していきま

した。

【「技の図鑑」や掲示物を活用する場の設定】

題材のはじめに、カッターナイフの基本的な技能に慣れる時間を設け、そこで子どもが見つけた切り方を「技の図鑑」として掲示して、活用できるようにしました。

また、毎時間の学びの跡を模造紙にまとめ、教室に掲示していききました。すると、掲示物を

見ながら表現方法を選んだり、新たな表現方法をつくり出したりする子どもの姿が見られました。

【表現の多様性に気づかせるための鑑賞活動の設定】

上記③④の導入では、友達と自分の作品とを組み合わせて鑑賞する活動を行い、形や色の組み合わせや重なり、高低差の変化、そこから生まれる空間の面白さや美しさに気づかせました。すると、「この色だと似合うかな」など友達と関わりながら、試行錯誤して自分らしい表現を追求していました。

【これまでの学びを自覚させるための鑑賞活動の設定】

三つのタワーを重ねて「オリジナルタワー」を表現させる際には、円形のマグネットをタワーマットの中央下に置いて回り、360度さまざまな角度からタワーを見ながら表現させました。自分の作品とじっくり向き合う姿が見られました。

最後に、この「オリジナルタワー」を高低差のあるテーブルに並べ、「世界遺産群の街」を表現して校内に設置しました。子どもたちは、思いを込めてつくった過程に満足するだけでなく、全校の子どもたちにも作品を見てもらうことで、大きな達成感を味わうことができました。

本実践を通して、表現の過程で「見る」ことを大切にしながら活動を取り入れることは、子どもが友達や作品、材料と主体的に関わり、表現の多様性に気づき、自分らしい表現を追求していくことにつながるのだと学びました。



教材研究
[中学校]

ふるさと再発見！ スクールミュージアム

ながまつ よしえ ■ 永松 芳恵 大分県津久見市立第一中学校
文化庁・大分県立美術館・津久見市教育委員会共催

1
年生

鑑賞

5
時間



題材のねらい

学校と美術館が連携し、美術館の教育資源や地域の特色あふれる素材を活用して、教科横断的な授業を実施することにより、生徒の「能動的にみる」ための視野を広げるとともに、「能動的に学ぶ」好奇心を触発し、故郷津久見の魅力を再発見できるようになる。

用具・材料

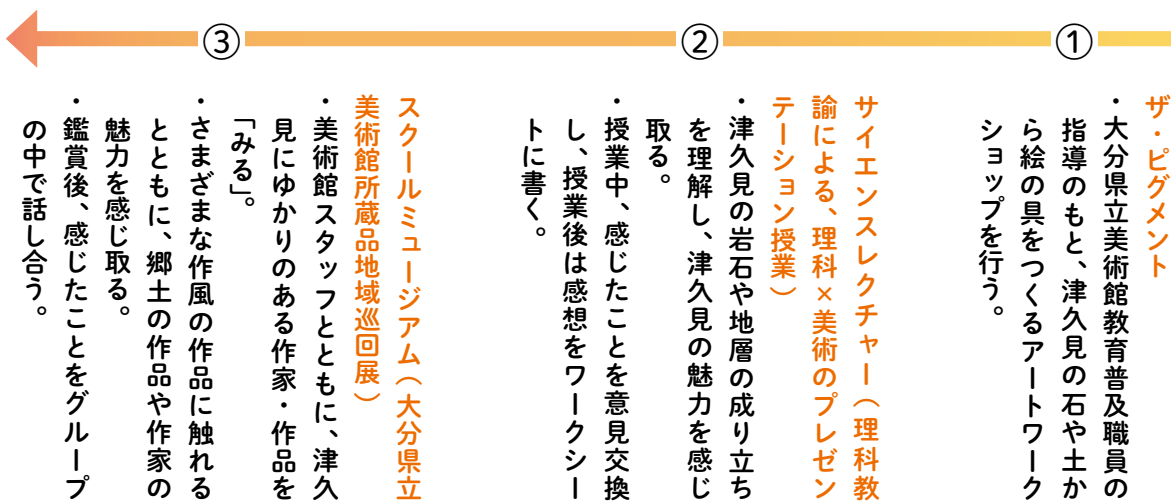
【生徒】地元の石や土、砂
【教師】ワークシート、紙皿、紙コップ、マスク、ゴム手袋
【美術館】展示作品、展示用具、色づくり用具、ワークシート他

評価の観点

- 関** 色づくりや鑑賞活動に主体的に取り組んでいる。
- 鑑** 津久見の魅力を再発見し、さまざまな作風の作品に触れ、郷土の作品や作家の故郷を見つめるまなざし等の魅力を感じ取っている。



学習の流れ



大分県津久見市は全国有数の石灰石移出の町で、

リアス式海岸に位置し、大自然に恵まれた海岸風景の美しい町である。本題材は、それら地域素材活用を積極的に取り入れることにより、生徒の「能動的に学ぶ」知的好奇心を触発し、「能動的にみる」視野を広げ、地域再発見につながる鑑賞と表現の複合授業を展開することを目的に、地域の学校と大分県立美術館、そして、津久見市教育委員会が連携して実現した。

授業の形態は、美術科・理科・国語・総合的な学習の時間による教科横断型で行い、

- ① ザ・ピグメント「絵の具は、石からできている？」【理科・美術・総合連携授業】
 - ② サイエンスレクチャー【理科・美術・総合連携授業】
 - ③ スクールミュージアム【美術・総合・国語連携授業】
- の3段階に分け、展開した。日常の授業においてこのような

特設授業の場合、美術の時間だけでは時間数確保が難しく、年間計画を作成する上で大きな課題である。この課題を解決するためにも、他教科との連携は欠かせない。教科横断的な形態を実現した結果、教師は新しい視点の情報や授業ツールの確保ができ、生徒は鑑賞や表現のさまざまな「場」が与えられる。さらに、地域素材を活用したことで地域再発見につながる。授業後に得たものは生徒・教師・地域にとって大きな意義をもつ。

大分県は2015年4月に新しく大分県立美術館（OPAM）が開館し、県内小学生全員を対象とした鑑賞招待事業、週末や長期休

暇中のワークショップ等、教育普及事業に力を入れている。全国的に広がる美術館と地域、学校との連携も大分県においても根付きつつある。今回の授業が美術館との連携を深め、地域の活性化につながり、何よりも子どもたちの成長や地域社会へはばたくパイプ役を果たせられれば幸いである。



Pick Up



「小さな国のお城」東京都町田市立大蔵小学校 6年

「デザイン！マイ・ハウス」という題材名で立体作品に取り組みました。土地に建物をつくり、中と外、建物の内装や住人などを想像し、一つの世界をつくります。充実した材料コーナーや道具コーナーを用意し、自分の表したいものに合った方法を選べるようにしました。この作品の作者は屋根瓦を波釘で、地面は校庭の砂で、畳は紙バンドを使い、和風の城を表現しました。



「伝統のある湯浅の町並み」和歌山県湯浅町立湯浅小学校 5年

和歌山県湯浅町に広がる伝統的建造物群保存地区にある建物を写生しました。近くにあるものは大きく、遠くにあるものは小さく遠近感をつけて描くこと、また、さまざまな色で混色して、より実物に近い色を細かに色分けしてつけていくよう指導しました。児童は学んだことに真面目に取り組み、工夫して表現しました。